

堺市学校園における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～<教育活動編>（2022. 5.19）より抜粋

3. 部活動

【基本的事項】

- 3つの条件が重ならないように、全ての部活動で連携し、活動日や活動場所、活動時間、休養日を
ずらす等実施内容や方法を工夫する。
- 活動への参加については、保護者の了解を得た上で強制にならないよう配慮する。
- 短時間で効果的な活動となるよう取り組む。
- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、熱がある、咳が出る等風邪の症状があ
る場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 更衣室・部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態
とならないよう工夫する。
- 可能な限り屋外で実施し、気温が高い日などは「生徒の熱中症予防のための運動指針」を参考に、
こまめな休息や水分補給の実施、救命救急体制の構築など熱中症対策を十分に行うこと。
- 屋内で活動する場合は2方向の窓や扉を開けたままにするなど換気を励行する。空気調和設備の使
用時については換気扇を常時運転させるとともに、30分に1度（5分間程度）は2方向の窓や扉
を開けて換気を行うこと。
- 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、あるいは向か
い合って発声したりする活動は避ける。
- 使用する用具については、使用前に消毒等を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
（生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、消毒を省略することも可能）
- 運動部については、マスクの着用など体育の授業における留意点（P 3）の内容についても踏まえる
こと。
- 対外試合や合同練習、演奏会等については、校長の承認を得た上で、十分な感染対策を行うことを
前提として実施可能とする。
- 長期休業期間においては、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午
後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体
育施設等を活用するなど、実情に応じた工夫を検討すること。
- 基本的事項に限らず、大阪中体連など主催団体等の通知及びガイドライン等を参考にして、感染拡
大防止に努めること。
- 同じ部活動に所属する生徒等が食事をする際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底
すること。